

【資料 2 - 1】「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」
報告を踏まえた取組状況

検討項目	提言内容	取組状況
<p>自立促進援助金制度の見直しについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度廃止 ・ 奨学金の返還と免除というわかりやすい制度に改正 ・ 平成 13 年度以降の援助金の新規受給対象者に奨学金の返還を請求 ・ 返還免除基準は、国基準と同基準 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">< 23 年 1 月末の状況 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ お詫びと説明の取組状況 借受者総数 1,404 人 訪問済 1,391 人 所在不明 13 人 ○ 返還に関する手続の状況 免除中 1,108 人 (78.9%) 返還済 111 人 未返還・未手続 102 人 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金の債務の取扱いに関する条例の施行及び援助金制度の廃止 (20 年 12 月) ・ 21 年 5 月以降、奨学金の借受者宅に直接伺い、お詫びと説明及び返還免除に係る手続を順次実施 ・ 返還免除基準に該当しなかった借受者に対し、奨学金の返還を請求。履行期限経過後に督促、催告を実施 (22 年 8 月, 12 月, 23 年 3 月) ・ 「京都市奨学金等返還事務監理委員会」の開催 (21 年 7 月以降 4 回実施) ・ 23 年度以降、資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じない者に対して、裁判手続に入っていく。
<p>コミュニティセンターの在り方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの役割は一旦終結し、より開かれた施設としての活用を検討 ・ 同センターでの生活相談事業は廃止し、区役所などで対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員を引き上げ、相談事業の廃止、民間委託による運営開始 (21 年 4 月から) ・ 一部の屋内体育施設の地域体育館への転用 (21 年 5 月から) ・ 市民の身近な活動・交流施設として、13 箇所を「いきいき市民活動センター」として設置することに伴い、「市民活動総合センター条例」を改正 (22 年 9 月市会) ・ いきいき市民活動センターの指定管理者を公募した結果、30 件、22 団体の応募があり、選定した団体を指定管理者として指定 (23 年 2 月市会) ・ 平成 23 年 4 月以降、「いきいき市民活動センター」等新たな施設へ転用していく。 <p>【転用後の姿については、資料 2-2 を参照】</p>

検討項目	提言内容	取組状況
改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・入居実態の調査 ・空き家の有効活用の推進 ・一般公営住宅との取扱いの差異の改善 ・建て替えの際には、民間活力等の活用も検討し、多様な住宅を供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居実態の把握に向けた調査の実施（21年5月から） ・世帯留学生・子育て世帯などの住宅確保要配慮者等の市民を対象とした入居支援策を実施 ・共益費，駐車場料金，家賃減免につき公営住宅と同一制度に移行（21年4月から） ・「京都市市営住宅ストック総合活用計画」を策定し，改良住宅を含めた市営住宅全体の活用の方針を定めた。（23年2月） <ul style="list-style-type: none"> ①改良住宅については，これまでと同様の建て替えは行わず，適切に改善された住棟への住み替えを進め，早期に集約する。 ②集約によって発生した敷地や空き住戸を利用し，多様な住宅供給や地域の様々な活動拠点の導入により，周辺地域との関係の強化を図る。
崇仁地区における環境改善について	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の整備の早期完了 ・市民や地元まちづくり組織，学識経験者等を含む検討委員会を設けて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・北部第三，第四地区の住宅改良事業の着実な推進 ・将来ビジョン検討委員会の設置及び報告書の受理（22年7月） ・土地区画整理事業との合併施行等報告書の実現に向けた取組を推進 ・事業用地については，改良事業の完了まで放置せず，「平成の京町家」モデル住宅展示場やコインパーキングなどに暫定的に利用するなど，地域の賑わいを創出する取組も展開している。
市立浴場等の地区施設について<市立浴場>	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は存続 ・効率的な運営と地域福祉の向上，サービス向上を図る ・民間浴場との料金格差を早期に解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・40円の入浴料金改定を実施（21年5月1日から） ・競争性を高めるため，施設を4分割して指定管理者を公募し，計3団体からの応募があった。（引き続き現行の指定管理者を管理者に指定（平成22年9月市会））

検討項目	提言内容	取組状況
(市立浴場続き)		<ul style="list-style-type: none"> ・議決に際し、理事者の兼職規定を含む浴場運営財団の在り方の見直しや、指定管理者選定方法の改善を求める内容の警告を受けている。
市立浴場等の地区施設について <学習施設・保健所分室>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の事業は廃止し、施設の多様な活用方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習施設及び保健所分室での事業を廃止（学習施設は21年3月末、保健所分室は4月末） ・策定したコミュニティセンター転用計画に基づき、新たな施設への転用を図っていく。
<p><旧学習施設の新たな施設への転用></p> <p>【楽只】 北総合支援学校のサテライト教室を開設</p> <p>【岡崎】 銅駝美術工芸高等学校のサテライト教室を開設</p> <p>【養正】 白河総合支援学校のサテライト教室として活用</p> <p>【壬生】 鳴滝総合支援学校のサテライト教室を開設</p>		
市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の尊重は自由、正義、平和の基礎であり、行政と市民はその実現のために共に不断の努力が必要 ・市民的感覚の新たな発想を取り入れ、市民の自主的な行動を支援する方向にシフト 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業啓発業務の統合による効果的、効率的な人権啓発推進体制の整備 ・人権啓発活動補助制度の充実 ・区役所・支所における啓発事業の充実
今後の行政の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる特別扱いを排し、「オープンな（開かれた）行政」、「オーディナリーな（あらゆる意味において特別でない、普通の）行政」、「行政の行政依存からの脱却」の3つの視点から、行政の刷新を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当課長制の廃止（21年3月末） ・人権文化推進計画及び人権教育の指針「<学校における>人権教育をすすめるにあたって」の改訂（22年3月） ・差別事象取扱要綱の廃止及び全人同協からの脱退（22年3月末） ・運動団体機関紙購読の大幅削減（22年5月～）